

「東京女子医科大学東医療センター移転に関する覚書」を締結 区内初の大学病院誘致に着手

足立区では、区内初の大学病院誘致について検討および調整を進めてまいりましたが、このたび、足立区と学校法人東京女子医科大学との間で「東京女子医科大学東医療センター移転に関する覚書」を取交わしました。今後、区と病院が連携協力して東医療センターの移転を進めていくことになります。

1 取交し相手

学校法人 東京女子医科大学
代表者 吉岡 俊正 理事長
所在地 東京都新宿区河田町 8-1

2 移転対象医療施設

病院名 東京女子医科大学東医療センター
所在地 東京都荒川区西尾久 2-1-10

3 移転予定地（覚書第3条・第7条・第8条）

足立区の江北エリアデザイン検討地域内

※今後、足立区が予定地を確保し、東京女子医大に定期借地契約により貸付する。

4 診療体制等（覚書第6条）

第三次救急病院、災害拠点中核病院、周産期医療センターなどを想定

※診療体制、救急医療体制、診療科目等は、今後「基本協定書(6の(2)参照)」で決定する。

5 事業費負担及び事業費に対する助成（覚書第9条、第10条）

施設建設等の事業費は、東京女子医大が負担する

※事業費に対する区の助成は、今後「基本協定書」で決定する。

6 今後の進め方（覚書第1条）

- (1) 「移転に関する覚書」に基づき、相互が協議・調整を進め、合意が図られた時点で「東医療センターの建設及び運営等に関する覚書」を取り交す。
取交し時期は、平成 28 年度内を予定している。

※覚書の内容

敷地の位置、開設時期、病院規模、病院機能、敷地の貸付方法、
建設費等の助成方針などを予定

- (2) 「建設及び運営等の覚書」に基づき協議を進め、合意が図られた時点で「東医療センターの建設及び運営等に関する基本協定書」を締結する。
締結時期は、平成 28～29 年度を予定している。

※基本協定の内容

敷地面積、診療科目、敷地の貸付時期や価格、建設費等の助成額など
を予定

【問合せ先】 足立区政策経営部 経営戦略推進担当課長 佐々木 拓
電話 (3880) 5812 直通
学校法人 東京女子医科大学 広報室広報課長 吉原 政晴
電話(3353)8111 内線 31211

東京女子医科大学東医療センター移転に関する覚書

足立区（以下「甲」という。）と学校法人東京女子医科大学（以下「乙」という。）は、甲と乙が構想する東京女子医科大学東医療センター（以下「東医療センター」という。）移転に関して、次のとおり覚書の取交しを行う。

（目的）

第1条 本覚書は、東医療センター移転への取組みについて、現在までに、甲と乙が合意している基本的方向性や今後の進め方などを、文書にて確認することにより、今後も引き続き、甲と乙の信頼と協力のもと、取組みを進めていくために定めるものである。

（合意形成）

第2条 甲と乙は、本覚書に基づき、東医療センター移転に関する協議調整を進め、双方の合意が図れた時点で、「東医療センターの建設及び運営等に関する覚書(仮称)」の取交しを行うものとする。

2 甲と乙は、前項による覚書に基づいて、東医療センターの建設及び運営等に関する協議を進め、基本的な事項について双方の合意のもとに、「東医療センターの建設及び運営等に関する基本協定書(仮称)」を締結するものとする。

（移転予定地）

第3条 東医療センターが移転する予定地は、足立区の江北エリアデザイン検討地域内とする。

（設置・運営主体）

第4条 東医療センターの施設及びその関連施設（以下「東医療センターの施設等」という。）は、乙が建設し、これを運営する。

（開設時期及び病床数）

第5条 東医療センターの開設時期については、今後も甲と乙が協議調整を進めることとし、その目標時期を第2条第1項による覚書の取交しにて設定する。

2 開設時の病床数予定数については、現在の東医療センター病床数504床を基本としつつ、今後も甲と乙が協議調整を進めることとし、第2条第1項による覚書の取り交わしにて設定する。

（診療体制等）

第6条 甲が希望する医療機能は、第三次救急病院、災害拠点中核病院、周産期医療センター、がん治療センターなどとする。

2 東医療センターの診療体制、救急医療体制、診療科目等については、甲の希望を考慮して、甲と乙が別途協議し、第2条第2項による基本協定書にて決定する。

（用地の確保）

第7条 乙の理事会において、東医療センター移転候補地を第3条に定める移転予定地とすることの決定に伴い、甲は、用地確保の手続きを開始する。なお、甲は、東医療センターの移転が可能な状況を整えるために平成29年度を目途に用地確保に取り組むものとする。

(用地の貸与)

第8条 甲は取得した用地を、東医療センターの施設等の建設用地として、乙に貸与する。

2 用地の貸付方法、内容については、今後、甲と乙が協議調整を進めることとし、第2条第2項による基本協定書を締結し決定する。

(事業費の負担)

第9条 東医療センターの施設等の建設及び医療機器の整備にかかわる事業費は、乙が負担する。

(事業費に対する助成)

第10条 東医療センターの施設等の建設及び医療機器の整備にかかわる事業費に対する甲の助成については、今後、甲と乙が協議を進め、第2条第2項による基本協定書にて決定する。

(覚書の解除、失効)

第11条 甲乙が努力を重ねても東医療センター移転が著しく困難であることが明らかになった場合には、甲と乙の協議により、本覚書を解除することができる。

2 前項の規定により本覚書を解除する場合、甲及び乙は、相互に名目の如何に問わず一切の請求を行わないこととする。

3 本覚書については、第2条第1項による覚書の取交しにより失効するものとする。

(疑義の処理)

第12条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に定めた事項について疑義が生じた場合には、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

この覚書の取交しの証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成27年 4月28日

甲 住 所 東京都足立区中央本町一丁目17番1号

職氏名 足立区 代表者 区長 _____ (印)

乙 住 所 東京都新宿区河田町8番1号

職氏名 学校法人 東京女子医科大学

理事長 _____ (印)